

再生可能エネルギー等の供給拡大を支えるファンドの役割

高橋 衛 タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長

2011年に発生した東日本大震災により、災害時におけるエネルギー供給の脆弱性が露呈しました。福島第一原発の事故が起こったことをきっかけに、日本中の原子力発電所が停止され、エネルギー自給率が著しく低下し（2010年自給率20.3%、2012年同6.7%、2018年同11.8%）、エネルギー政策の抜本的な見直しが始まりました。他方、再生可能エネルギーの普及を目的として、既に2010年より検討されていた固定価格買取制度が2012年に開始され、日本においても本格的に再生可能エネルギーの導入が進むことになりました。

また、アベノミクスにおける日本の成長戦略の一つとして、インフラファンドの上場市場である「インフラファンド市場」が発案されました。これは、インフラ投資に民間資金を呼び込む狙いがあり、投信法及び税制等の整備をすすめ、2015年4月、東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）にインフラファンド市場が創設されました。東証に上場しているインフラファンドは2021年3月末時点で7銘柄、資産規模約2,800億円、時価総額約1,560億円となっています。私募ファンドも増えてきており、三井住友トラスト基礎研究所によると、その規模は上場ファンド含め2020年3月時点で1兆3,000

億～1兆8,000億円に達したといえます。

ファンドの重要な役割の1つとして「資金調達」が挙げられます。巨額の開発資金が必要となるインフラ資産は、開発資金の回収による再投資が欠かせません。特に上場インフラファンド市場は、この開発資金サイクルの役割を果たしています。東証は、上場市場の役割・目的を「国内外のインフラを対象とする上場インフラファンド市場を通じて、インフラに関する資金調達・資金運用の場を事業者・投資家に提供（開発事業者は、ファンド上場や上場ファンドへの売却により、開発利益を確定・回収し、上場市場への投資家は需要リスク等の対価として運営利益を享受）」としています。また、上場インフラファンドは①投資単位（数万円から可能）、②運用期間（無制限）、③投資家の募集（公募）、④投資家属性（個人を含む不特定多数）など、プロを前提とした私募ファンドと比較した場合、資金調達市場として個人投資家にまでその野が広がるという意味において優位性を持っていると思われます。

そのほか上場インフラファンドは、新型コロナウイルスの感染拡大に左右されにくい事業モデルが一定程度評価されているほか、地球温暖化防止に寄与するとESG（環境・社会・企業統治）マネー

も流入してきています。資金調達を目的に上場インフラファンド組成の動きがさらに広がれば、民間資金によるインフラ整備が加速するとの見方もあります。

現在、世界では120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げており、投資の動きが相次いでいます。日本政府においても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという目標を掲げ、その実現のためにも再生可能エネルギーの導入加速が不可欠となってきます。またパリ協定（2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としている）の実現には、世界で最大8,000兆円必要との試算（IEA）もあり、再エネに加えて、省エネ等の着実な低炭素化（トランジション）、脱炭素に向けた革新的技術（イノベーション）へのファイナンスが必要とされています。

このようなカーボンニュートラルの実現には、金融機関からの資金融資のみでは限界があると思われます。企業及び個人の現預金の活用並びに3,000兆円とも言われる世界中の環境関連の投資資金を呼び込むためにも、よりファンドの役割の重要性が増していくものと思います。

